

記載例

婚姻届

令和3年1月1日届出

届出する年月日を記入(この日が婚姻日となります)

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいて下さい。)

届書は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

婚姻する人が未成年の場合、父母の同意書が必要

現在、住民登録している住所(婚姻届だけでは住所の変更はできません)

婚姻後、夫と妻の氏のうち、どちらを名乗るか決めてチェック

新本籍は日本の土地に地番があれば良い。建物の地番は不可。

夫・妻になる人のそれぞれの世帯で、一番収入が多い方の職業にチェック

婚姻前の氏で本人が自署してください(押印は任意)。

届出年月日、送付令和、第...号、長殿

夫になる人、妻になる人、氏名、生年月日、住所、本籍、父母の氏名、婚姻後の夫婦の氏、同居を始めたとき、初婚・再婚の別、同居を始める前の夫の世帯、おまな仕事と、夫妻の職業、届出人、署名押印、事件簿番号

証人、署名押印、生年月日、住所、本籍

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。養父母については「その他」欄に記入してください。(この欄は実父母を記入してください)

二には、あてはまるものにレのようにしるしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

すでに筆頭者(戸籍の先頭に記載されている人)となっている人の氏を婚姻後の氏にする場合、新本籍を記入する必要はありません。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。

内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

証人は、この婚姻について知っている人で成年者であればどなたでも構いません。証人本人が自署してください(押印は任意)。

連絡先 三田 太郎、電話(079) 563-1111、自宅・勤務先・呼出

◎署名は必ず本人が自署してください。

※お昼間に連絡のつく電話番号をご記入ください。